



ご存じですか？ 火災報知器の設置義務

藤沢市では平成 23 年（2011 年）6 月から、すべての一般住宅及び共同住宅の各住戸に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

設置 ⇒ 点検 ⇒ 交換をお勧めします

設置義務の対象 一般住宅及び共同住宅

1, 設置と点検

設置場所：寝室、階段、廊下、台所など適切な場所

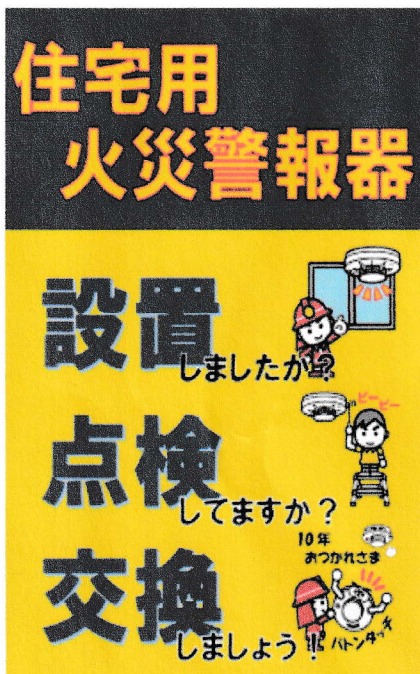
設置後：定期的な点検を実施し、正常に作動するか確認する

2, 火災警報器の種類

感知方式：煙感知識式と熱感知識式があります

単独型：1 つから取り付け可能で、主に専用電池を使用する

連動型：建物内の 1 つが火災を感知するとすべての警報器が鳴動する



参考にして
下さい！！

* 通販各社、ホームセンター等で
手に入ります 価格は約 2,000 円
～3,000 円（税込）程度です

* ご家庭のドライバーで取り付け
る事が出来ます（特に資格などは
必要ありません）

* 半年に一度程度、簡単な点検を実
施して、正常に作動するか確認を
して下さい

* 約 10 年で交換を推奨しています
（一般社団法人 日本火災機器工業会）